

## 第12章 給付付き税額控除と所得税・住民税・社会保険料の「三位一体改革」

佐藤 主光<sup>1</sup>

### 【要旨】

近年、日本においても低所得勤労者への支援策として給付付き税額控除の導入が政策議論の俎上に載るようになってきている。給付付き税額控除は、一定の所得以下の勤労者に対して税額控除を行い、控除額が税額を上回る場合にはその差額を給付として支払う制度であり、就労を前提とした所得補完を通じて就労インセンティブと所得再分配を両立させる政策手段として各国で導入されている。

本稿は、給付付き税額控除を勤労者支援型の再分配政策として位置づけ、日本の税制及び社会保険制度の構造を踏まえた制度導入の課題を整理することを目的とする。

具体的には、所得格差是正の政策手段を三つの類型に整理した上で、米国及び英国の制度を概観し、就労インセンティブを維持する制度設計の特徴を整理することに加え、給付付き税額控除の導入に際して想定される運営上の主な課題について考察する。

さらに、日本の税制及び社会保険制度における実効税率の構造を検討するとともに、金融所得の把握と社会保険料負担の関係に着目し、所得把握の問題が制度の公平性に与える影響を分析する。

これらの検討を通じて、日本における給付付き税額控除導入の議論において、税制・社会保険制度・所得情報の把握を一体的に考慮した制度設計の必要性を示す。

### 1. はじめに

近年、日本において低所得勤労者への所得支援のあり方が政策的課題として改めて注目されている。特に、就労を前提に所得補完を行う政策手段として、給付付き税額控除の導入を検討すべきとの議論がみられるようになってきている。

しかし、日本では多くの給付制度において地方自治体が給付主体となっており、所得情報の把握も主として地方税情報に基づいて行われている。このため、新たな所得移転制度を設計する場合には、誰が給付を担うのか、どの所得情報を基礎として対象者を特定するのかといった制度的課題を検討する必要がある。

また、日本の税制及び社会保険制度に関する議論では、所得税の負担構造に焦点が当てられることが多い。例えば、いわゆる「年収の壁」に関する議論も主として所得税の問題として論じられることが多い。しかし、個人の就労インセンティブに影響を与えるのは所得税だけではなく、住民税や社会保険料を含めた実効税率である。とりわけ社会保険料は所得水準

<sup>1</sup> 一橋大学大学院経済学研究科教授

によって負担構造が大きく変化するため、税制及び社会保険制度を一体的に捉える視点が重要となる。

本稿では、こうした制度的背景を踏まえ、給付付き税額控除を勤労者支援型の再分配政策として位置づけ、日本の税制及び社会保険制度の構造との関係から制度導入の課題を整理する。本稿の構成は以下のとおりである。第2節では給付付き税額控除の制度的特徴と海外事例を整理の上、制度導入に関する制度的課題を検討する。第3節では日本の税制及び社会保険制度における実効税率の構造を分析するとともに、金融所得と社会保険料負担の関係を検討する。

## 2. 新たなセイフティーネット:再分配政策としての給付付き税額控除

給付付き税額控除は、近年、日本においても政策議論の中で言及される機会が増えている制度である。しかし、その名称は一定程度知られるようになってきた一方で、制度の具体的な仕組みや政策的意義については必ずしも十分に理解されているとは限らない。

本節では、給付付き税額控除の制度的特徴を整理するとともに、それが勤労者支援型の再分配政策としてどのような役割を持つのかについて検討する。

### (1) 勤労者に対するセイフティーネットの欠如

日本の既存の再分配手段は、社会保険制度、生活保護制度、さらには雇用調整助成金のような企業経由の支援によって構成されている。しかしながら、これらは新しい経済社会の環境変化には対応できておらず、フリーランスや非正規社員等の低所得勤労者個人に対する直接的な所得補完制度としては十分に整備されていない。

このため、低所得勤労者に対する新たなセイフティーネットとして給付付き税額控除への関心が高まっている。給付付き税額控除とは、一定の所得以下の勤労者に対して税額控除を適用し、控除額が納税額を上回る場合にはその差額を給付として支払う仕組みである。就労を条件として所得補完を行うことで、「働くこと」と「所得保障」を両立させる制度である。もっとも、給付付き税額控除の政策目的については、消費税対策、貧困対策または勤労者支援等の多様な議論が存在する。本稿では、その中でも個人単位の低所得勤労者世帯への支援を主目的とする制度設計を前提とする。その位置づけを明確にするため、格差是正として三つの手法を整理する。

一つ目は、いわゆるトリクルダウンである。富裕層や企業の利益拡大を通じた投資や雇用の拡大が、結果として低所得者層の所得増加につながるという「市場を通じた間接的な所得移転」である。二つ目は、高所得者に対する課税によって財源を確保し、その財源を基に政府が低所得者へ給付するという「政府を通じた所得再分配」<sup>2</sup>である。三つ目は、自立の支援を目的とする「頑張る個人に報いる仕組み」<sup>3</sup>であり、給付付き税額控除が該当する。こ

<sup>2</sup> 具体例として、生活保護、社会保障給付及び公共事業による仕事の創出等が挙げられる。

<sup>3</sup> 具体例として、稼得所得税額控除（米国）、ユニバーサルクレジット（英国）等が挙げられる。

これは単なる高所得者から低所得者への所得移転ではなく、就労という行為を媒介とした報奨型の再分配である。したがって、給付の対象は原則として就労者であり、労働市場への参加が制度利用の前提条件となる。

## (2) 米国及び英国の導入実例

給付付き税額控除の核心は、支援と就労を両立させる制度設計にある。すなわち、低所得勤労者に対して所得補完を行いつつ、労働供給の誘因（インセンティブ）を損なわないよう給付構造を設計する点に特徴がある。この種の制度は、再分配を通じて低所得勤労者を一律に「弱者」として保護するための措置ではなく、むしろ経済成長を担う主体としての勤労世代を育成・支援する積極的政策として位置づけられている。

以下では、給付付き税額控除の導入事例として、米国及び英国の制度を概観する。

### ① 米国の稼得所得税税額控除(EITC)<sup>4</sup>

米国のEITCは、稼得所得<sup>5</sup>を有する低所得者を対象とした税額控除制度である。その最大の特徴は、控除額が所得水準に応じて段階的に変化する点にある。すなわち、就労を開始し所得が増加する局面では控除額も増加し、一定の所得水準で最大額に達し、その後さらに所得が増加すると控除額が徐々に減少する構造をとる。この構造により、「働き始めるほど手取りが増える」設計が制度に組み込まれている。重要なのは、就労していない者、すなわち稼得所得がゼロの者に対する控除額はゼロという点である。控除はあくまで労働参加を前提としており、労働市場への参入を促す強いインセンティブが内在している。

なお、米国の税制は個人単位申告と夫婦合算申告の選択が可能であるが、EITCにおいて婚姻世帯は原則として夫婦合算申告が求められ、控除額は世帯の合算所得と子どもの数に基づいて決定される。この仕組みにより、対象を低所得世帯に限定しつつ、就労によって所得が増えるほど控除額が増加するため、低所得勤労者層への重点的支援と就労誘因の確保を両立する代表的制度と評価されている。

### ② 英国のユニバーサルクレジット・リアルタイム情報制度

英国のユニバーサルクレジットは低所得者を対象とした給付方式の所得保障制度であり、理念的には米国の制度と同様である。本制度は勤労者のみならず、求職活動中の者や職業訓練を受けている失業者も対象とするが、その場合、求職活動要件等が課され、労働市場への参加が制度の基本的前提とされている。完全に就労意思を欠き、就労も求職活動も行っていない場合には、原則として十分な給付は受けられない構造となっている。

さらに、英国ではリアルタイム情報（RTI）<sup>6</sup>制度が整備され、雇用主から毎月提出される給与情報に基づいて給付額を迅速に調整できる仕組みが確立されている。その結果、コロナ

<sup>4</sup> 「Earned Income Tax Credit (EITC)」

<sup>5</sup> 年金等の社会保障給付は含まない。

<sup>6</sup> 「Real Time Information (RTI)」

禍のように所得が急減する局面においても、前月所得に基づく機動的な給付決定が可能となった。

### (3) 日本における制度的制約

自助・共助・公助という三つの概念は、しばしば相互に対立する概念であるかのように語られるが、本来これらは排他的なものではない。むしろ、自助を実効的に機能させるために公助が存在するという発想が求められる。給付付き税額控除は、まさにその具体化である。しかし、現状の日本では、制度の導入にあたり運営上の大きなハードルが二つ存在する。一つ目は、「所得情報をどこから、どのように把握するのか」という問題であり、二つ目は「誰が給付を担うのか」という問題である。以下、それぞれについて整理する。

#### ① 所得情報をどこから、どのように把握するのか

日本において個人の所得情報を実質的に保有しているのは地方自治体である。地方自治体は、給与所得については事業主から提出される給与支払報告書、公的年金については日本年金機構からの公的年金等支払報告書、さらに税務署を通じて提供される確定申告書情報等を突合することで、所得情報を把握している。そのため、把握可能な所得情報は当年分ではなく、原則として前年分となっている。例えば、2025年に課税証明書を取得すれば、対象となるのは2024年の所得である。

この仕組みにはいくつかの問題がある。一つ目は、無申告者の存在である。給与所得者や確定申告を行う者の所得は把握されるが、自営業者等で課税所得がないとして申告を行わない者については、住民税申告が適切に行われていない可能性がある。とりわけ低所得者層においては、所得情報の正確性に疑問が残る場合がある。高所得者層については税務署の監視が及ぶが、低所得者層では必ずしも同様ではない。

二つ目は、情報のタイムラグである。正規雇用者であれば前年と当年の所得が大きく変動しない場合も多いが、フリーランス、非正規雇用、短時間労働者、伝統的自営業者等は、所得が低だけでなく変動も大きい。コロナ禍ではこの問題が顕在化した。2020年春頃のアウトブレイク時に把握可能な所得情報は2019年であった。その結果、直近の所得を基準とした迅速な給付設計が困難となり、最終的には新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、一律の特別定額給付金という対応に至った。

したがって、特に低所得者層を的確に支援しようとする場合、所得情報がどこまで正確か、それをどれだけ迅速に把握できるかという二つの事項が重要となってくる。

将来的には、支払時点で所得情報を集約するリアルタイム型の情報基盤であるガバメント・データ・ハブ<sup>7</sup>のような仕組みを構築することが不可欠である。しかし、それは日本の源泉徴収制度の在り方を根本から見直す改革を伴い、直ちに実現することは容易ではない。したがって、当面の現実的方策としては、地方自治体が保有する既存の所得情報を基礎に給付額を決定し、その上で、マイナンバーカードに紐づく公金受取口座を活用して給付を行う、

<sup>7</sup>東京財団政策研究所の森信茂樹氏が提唱し、2025年4月に令和国民会議（令和臨調）が正式に提言したことで注目を集めた。

または日本年金機構が徴収する社会保険料から給付付き税額控除に相当する額を差し引くことで保険料負担の軽減を図るといった仕組みを構築することが考えられる。いずれにせよ、所得情報を安定的かつ迅速に収集する制度的基盤を整備しなければ、制度は機能しない。

## ② 誰が給付を担うのか

もう一つの大きな課題は、給付主体の決定である。日本では、国が個人に対して直接給付の窓口を設ける例は極めて少なく、実務の多くは地方自治体が担ってきた。コロナ禍における特別定額給付金や住民税非課税世帯への給付金は、いずれも地方自治体が実施してきた。そもそも「非課税世帯」という概念自体が地方税、すなわち住民税の課税情報に基づくものであり、地方自治体はその情報を保有しているため対象として設定されたのである。児童手当は地方自治体が窓口であり、労働者支援の代表例である雇用調整助成金は企業を通じて支給される。日本の給付制度は、地方自治体経由または企業経由が基本形となっている。

この構造の下で、国が個人単位で所得を把握し、税と給付を一体的に調整する制度を新たに構築することは容易ではない。給付付き税額控除を導入する場合でも、国税として実施するのか、地方税情報を基礎に地方自治体が担うのか、または社会保険料徴収の仕組みを通じて実施するのか、という設計判断が不可欠となる。

## (4) 消費税減税との比較および就労の確認

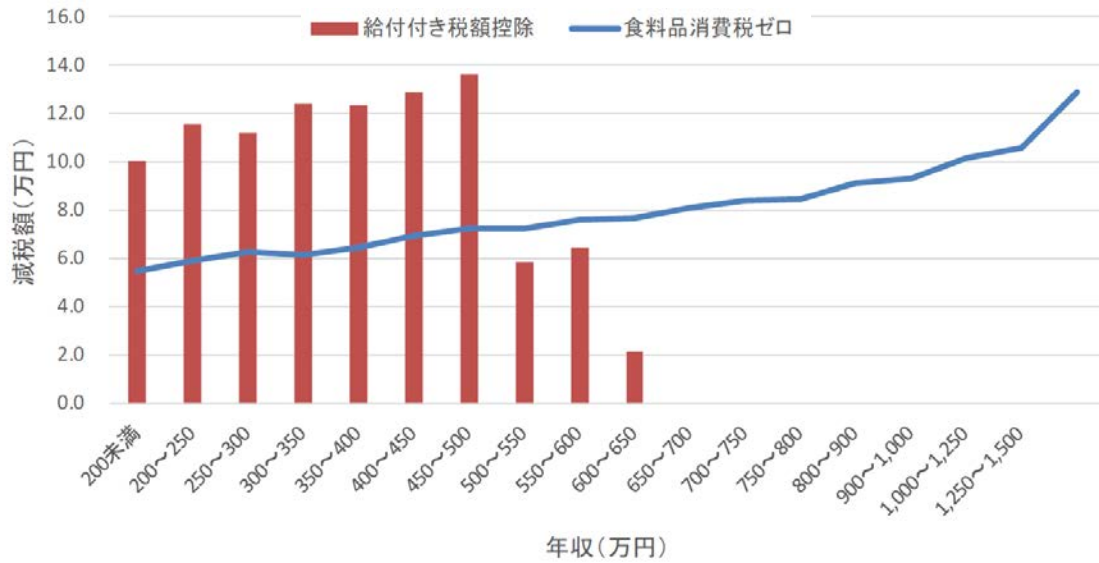
最後に、消費税減税と給付付き税額控除の費用対効果を比較しておきたい。食料品に対する消費税の減税が議論されることが多いが、低所得者層を支援するという観点からみると、どちらが「割に合う」のかは実証的に検討が可能である。

図表1は、2025年家計調査のデータを用いて、食料品に対する消費税率のゼロ化と給付付き税額控除の有業者1人当たりの減税額を試算したものである。有業者1人当たり8万円を給付し、年収280万円を閾値として、それを超えた部分については10%の減額率で給付を遡減させるという、比較的ジェネラスな給付付き税額控除を想定した場合でも、必要となる財源は食料品に対する消費税率のゼロ化に要する財源の4割程度に抑えられるという結果が得られる。すなわち、相当程度手厚い設計を行っても、消費税減税よりはるかに少ない財源で、低所得者層に対する集中的支援が可能である。

さらに重要なのは、制度変更の不可逆性である。仮に食料品の消費税率をゼロにした場合、その恩恵は高所得層にも相当程度及ぶことになるため、税率を元に戻そうとすれば、減税の恩恵を受けていた層から強い反発が生じる可能性が高い。減税は一度実施すると政治的に撤回が極めて困難になる傾向がある。以上から、低所得者層への集中的支援という目的に照らせば、消費税減税よりも給付付き税額控除の方が、財源効率、政策効果のいずれの点においても優位性を有すると評価できる。

また、所得の捕捉に合わせて、自営業者等の就労実体の確認が必要である。就労証明書の活用に加え、補足資料として、最新の確定申告書、開業届、営業許可証等の控え等の提出を求める必要がある。英国のユニバーサルクレジットにおいては、自営業者等に対して、厳格な提出書類を求めている。

図表1 消費税減税と給付付き税額控除の費用対効果の比較



給付付き税額控除の設計	
有業者一人当たり (万円)	8
閾値 (万円)	280
減額率	0.1

(注) 二人以上世帯が対象。  
 (出所) 家計調査より筆者作成

### 3. 税制及び社会保険制度の一体改革: 実効税率の観点から

日本の税制をめぐる政策議論では、所得税を中心とした議論が展開されることが多い。例えば、いわゆる「年収の壁」をめぐる議論も、その多くは所得税の課税最低限や控除制度に焦点を当てたものである。しかし実際には、就労や所得の増加に伴う負担の変化を考える際、所得税だけでなく社会保険料の存在が大きな影響を持つ。とりわけ、一定の所得水準を超えた場合に社会保険料負担が発生する仕組みは、いわゆる「壁」としてしばしば指摘されている。

もっとも、社会保険料、特に医療保険料等は所得税のように政府が単一の制度として直接コントロールしているわけではなく、制度ごとに運営主体や料率決定の仕組みが異なる。そのため、政策的に負担水準を調整することは必ずしも容易ではない。しかし、人々の就労行動や労働供給に影響を与えるのは、所得税のみならず、住民税や社会保険料を含めた総合的な負担構造である。したがって、個々の税目よりも、これらを合計した負担、すなわち実効税率こそが就労インセンティブを規定する重要な要因となる。就労行動への影響を適切に評価するためには、所得税、住民税及び社会保険料を個別に議論するのではなく、それらを一体的な制度として捉え、総合的な負担構造をどのように設計するかという観点が必要と

なる。

以上の問題意識を踏まえ、本節では税制及び社会保険制度を一体的に捉える分析枠組みとしての実効税率の概念を整理するとともに、日本の制度における負担構造の特徴と制度設計上の課題について検討する。

### (1) 実効税率という分析枠組み

税制または社会保険制度を議論する際、経済学では実効税率という概念が用いられる。これは単に所得税の税率だけでなく、住民税及び社会保険料の税率、並びに就労・所得の増加に伴って実際に増減する税負担を総合的に捉える指標である。より広い意味では給付制度の変化も実効税率の重要な要素となる。例えば、所得の増加により保育料や公営住宅等公共サービスの減免が縮小となる場合、これは実質的に所得増加に伴う給付削減であり、経済学的には追加的な税負担と同様の効果を持つ。すなわち、所得の増加で失われる給付は、実質的には「負担の増加」として作用する。

もっとも、近年では児童手当の所得制限の緩和等、給付制度における所得制限は一部で緩和されつつある。したがって、現在の日本において実効税率を主に構成しているのは、所得税、住民税、そして社会保険料の三つである。

実効税率には次の二つの概念がある。一つは限界実効税率であり、所得が追加的に増えたときにどれだけ負担が増えるかを示す指標である。例えば、追加で1時間働いた場合、または10万円の所得増加があった場合に、どれだけ税及び社会保険料負担が増えるかを示す。もう一つは平均実効税率であり、稼いだ所得全体に対して平均的にどれだけ負担が課されているかを示す指標である。一般に、限界実効税率は労働時間の選択に影響を与え、平均実効税率は就労するか否かという意味決定に影響を与えるとされる。最適課税論においても、この二つの指標は区別して分析されることが多い。すなわち、税制及び社会保険制度を評価する際には、所得税だけではなく、住民税や社会保険料を含めた総合的な負担構造を考慮する必要がある。

### (2) 制度分立と労働インセンティブ: 英国の経験

税制及び社会保険制度の一体設計の重要性は、英国の制度改革からも示唆される。英国ではかつて、勤労税額控除 (Working Tax Credit) という制度が存在した。これは週16時間以上働く低所得勤労者に対して税額控除を提供する仕組みであり、就労促進を目的として導入された。しかし、結果として期待されたほどの就労促進効果は確認されなかった。その理由の一つは、複数の給付制度の併存である。当時の英国では、住宅手当や所得補助等、様々な給付制度が分立しており、所得が増えるとそれらの給付が減少する仕組みとなっていた。その結果、税額控除によって就労インセンティブを与えても、同時に他の給付が減少してしまい、総合的にみると就労による手取り増加が小さくなってしまふ。実際には、週16時間付近で労働時間が集中する、いわゆる「バンチング」が生じたと指摘されている。

この問題を解決するために導入されたのがユニバーサルクレジットである。この制度は、従来分立していた複数の給付制度を一本化し、所得に応じた給付調整を一体的に行う仕組みである。ユニバーサルクレジットの革新性は、単に就労者支援制度を導入した点だけではなく、分立していた所得支援制度を統合した点にある。

### **(3) 日本における制度分立の問題**

日本においても、税制及び社会保険制度は依然として分立しており、社会保険制度においては多層的である。年金制度には厚生年金と国民年金があり、医療保険についても健康保険組合、協会けんぽ及び市町村国民健康保険等、複数の制度が存在する。さらに介護保険も別制度として運営されている。

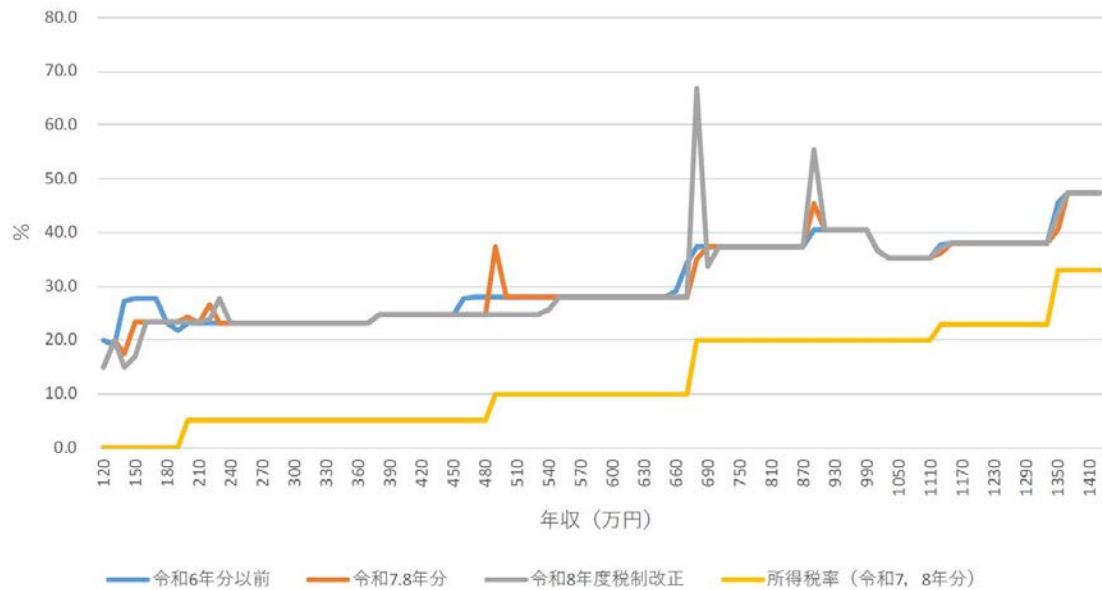
このような制度の分立の下では、実効税率を政策的にコントロールすることが容易ではない。所得税や法人税の税率は法律によって国会が直接決定できるが、社会保険料率は必ずしも同様ではない。健康保険組合や市町村等が保険料を決定する場合もあり、政府が一体的に負担水準を調整することは難しい。このため、政策議論において所得税改革が中心テーマになりやすいのは、制度的にも理解できる側面がある。例えば、いわゆる「103万円の壁」をめぐる議論も、国会で直接決定可能な所得税制度に焦点が当てられているためである。

### **(4) 日本の実効税率構造**

日本の実効税率の具体的な構造をみると、日本の税制及び社会保険制度には負担が急激に変化するポイントが存在する。令和8年度税制改正による制度変更も踏まえつつ、所得水準によって負担構造がどのように変化するかを整理する。

まず、給与所得の場合、給与所得控除の仕組みにより、一定の所得水準まで控除額が拡大する構造となっている。その結果、単身世帯では給与所得が約178万円程度まで実質的に非課税となる。一方で、給与所得が665万円を超えると控除額が縮小し、実効税率が急激に上昇する。これを表したものが図表2である。このような構造のもとでは、所得が一定水準を超えた場合の追加的な所得に対する手取り増加が非常に小さくなるという現象が生じる。

図表2 世帯主の限界実効税率



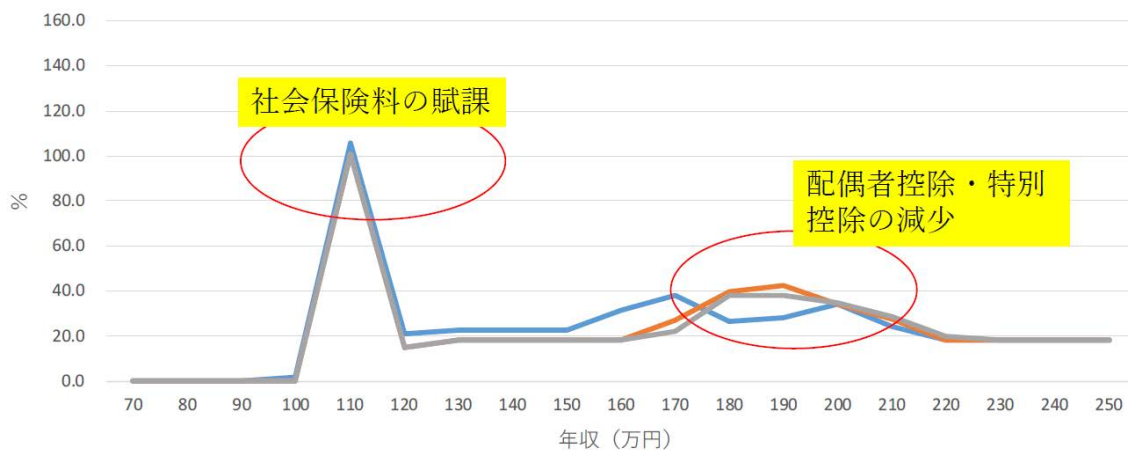
(注) 単身世帯が対象。限界実効税率は年収10万円単位。

(出所) 税制及び社会保険料率より筆者試算

社会保険制度でも同様の現象が観察される。図表3は、世帯主の年収が600万円である場合の配偶者の限界実効税率を試算した結果である。配偶者が就労して年収が106万円を超えると社会保険料の負担が発生し、限界実効税率が急激に上昇する。さらに、配偶者控除や配偶者特別控除の適用範囲の変化によっても負担構造は変動する。

このように、日本の税制及び社会保険制度では、各種控除や保険料制度が重なり合うことで、所得水準に応じて実効税率が大きく変動する構造が存在している。

図表3 配偶者の限界実効税率



(注) 夫婦二世帯が対象。

(出所) 税制及び社会保険料率より筆者試算

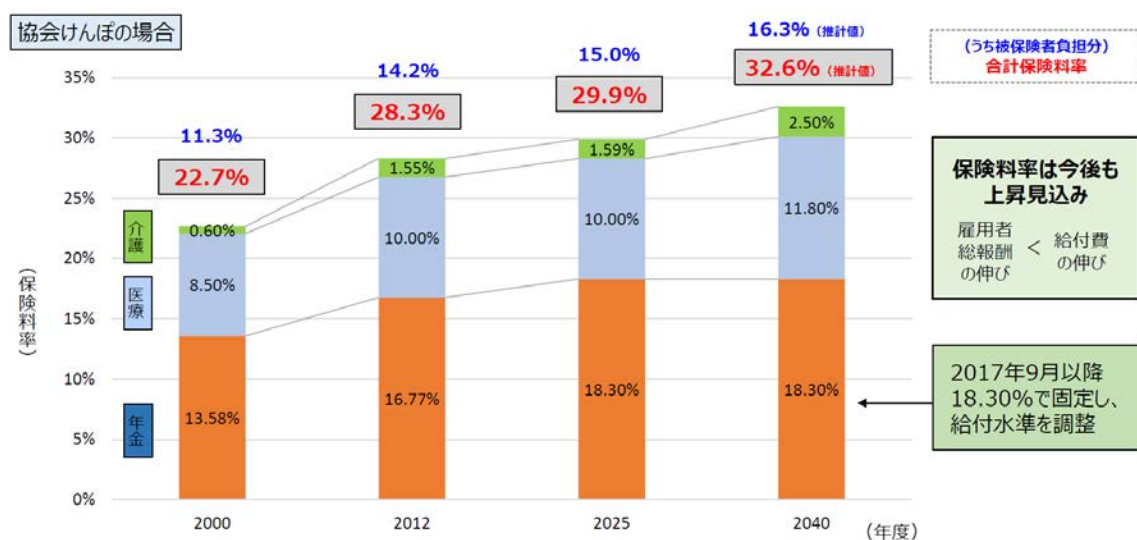
さらに、平均実効税率の観点からみても、日本の現役世代の負担構造の中で特に大きいのは社会保険料である。社会保険料は年収に対して大きな割合を占めており、図表4のとおり、協会けんぽの場合、2025年度の社会保険料の本人負担は所得の15%を超える水準に達している。さらに事業主負担を含めた労働コストでみると、その割合は約30%に達する場合もある。このような状況では、仮に数万円規模の所得税減税を実施したとしても、社会保険料負担の大きさに比べれば影響は小さい。このことは、図表5が示すとおり、令和8年度税制改正での所得税減税による平均実効税率の低下幅が非常に小さいことから確認できる。

加えて、社会保険料は経済学的観点からも重要な意味を持つ。社会保険料は企業と労働者の双方が負担する仕組みであるが、経済学的には労働コストを引き上げる要因として作用する。その結果、企業の雇用行動に影響を与え、正規雇用から非正規雇用への代替を促す可能性が指摘されている。また、労働コストの増加は生産コストの増加を通じて企業活動にも影響を及ぼす。このような観点から、財政学の分野では社会保険料は経済活動に一定の歪みをもたらす負担として認識されることが多い。これに対して、消費税は課税ベースが広く、労働供給や投資行動に与える歪みが比較的小さい税として評価されることが多い。

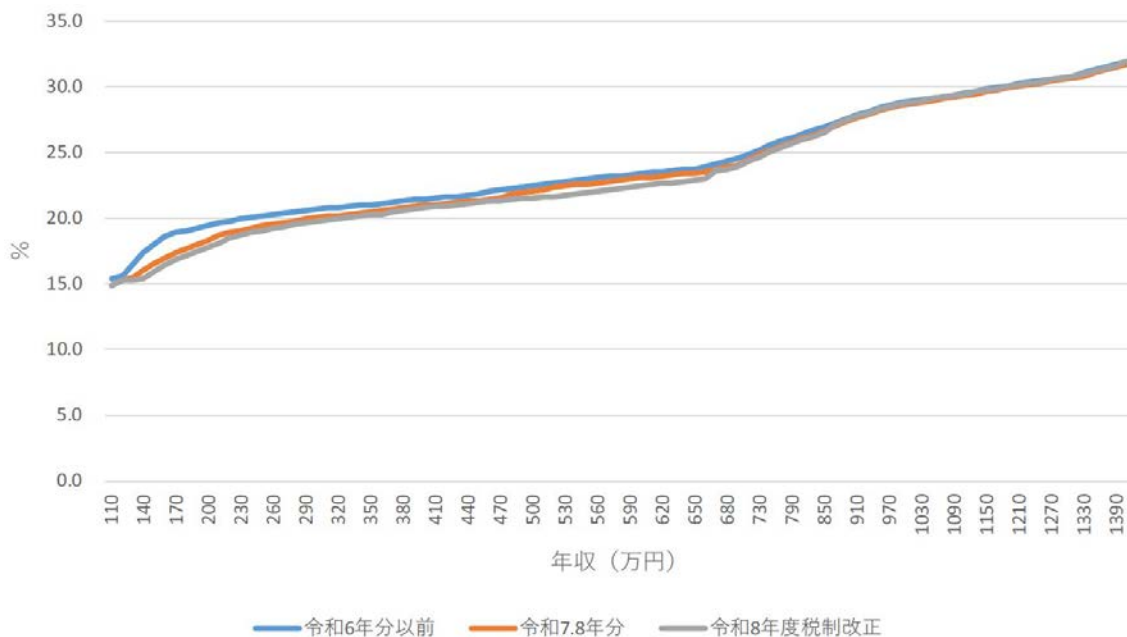
また、近年では、社会保険料負担が所得分布の観点からも重要な論点となっている。社会保険料は、低所得者層にとっては相対的に重い負担となりやすい。図表6のとおり、負担構造によっては、消費税負担と同程度の負担となる場合も指摘されている。

以上を踏まえると、低所得者層の実効負担を検討する際には、税制のみならず社会保険料負担の構造を含めて考える必要がある。

図表4 現役世代が負担する社会保険料負担

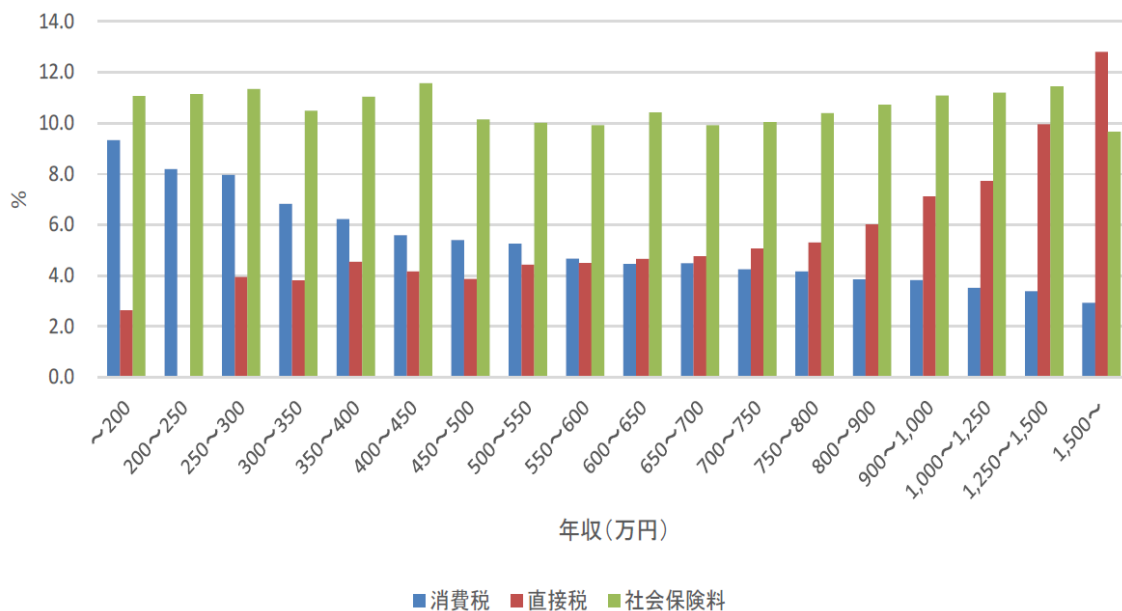


図表5 世帯主の平均実効税率



(注) 単身世帯が対象。  
 (出所) 税制及び社会保険料率より筆者試算

図表6 年収に占める税および社会保険料の負担割合



(注) 全国の二人以上世帯のうち勤労者世帯が対象。  
 (出所) 2024年家計調査より筆者試算

### (5) 社会保険料の租税化という選択肢

前述のとおり、日本の現役世代の負担構造の中では社会保険料の占める割合が大きく、所得税のみを対象とした負担調整では実効的な負担構造を十分に変えることは難しい。この

ような状況を踏まえると、社会保険制度の構造そのものをどのように設計するかという視点も重要となる。

社会保険料は本来、「共助」の仕組みとして設計されてきた。しかし現在では、その性格は「公助」の仕組みへと変化している。例えば、現役世代の医療保険料の4割は高齢者医療制度への拠出に充てられており、制度間の移転が行われている。また年金制度においても、国民年金への拠出等、再分配的要素が強まっている。このような再分配的要素が強い部分については、社会保険料ではなく租税として負担する仕組みに転換するという考え方もある。

実際に、社会保険料を租税に近い形で徴収している国も存在する。フランスでは、社会保障財源の一部として一般化社会拠出金（CSG）<sup>8</sup>が導入されている。オランダでも、社会保険料を実質的に税に近い形で徴収する制度が採用されている。もっとも、このような制度改革を行う場合には、労使折半の取扱い等、移行措置を慎重に設計する必要がある。例えば、オランダでは制度移行時に労働者の賃金が実質的に低下しないよう、給与への調整加給金を設ける等の措置が講じられた。制度改革においては、このような移行設計が重要となる。

## **(6) 金融所得と社会保険料負担**

社会保険料負担の在り方を検討する上では、保険料算定の基礎となる所得の把握が重要となる。この点に関連して近年議論されているのが、配当や譲渡益等の金融所得の取扱いである。

日本の金融所得課税は源泉分離課税を基本としているため、多くの場合、金融所得は申告されずに課税が完結する。その結果、金融所得は地方自治体が把握する個人の所得情報、すなわち社会保険料算定の基礎となる合計所得に必ずしも反映されない。もっとも、すべての金融所得が把握されないわけではない。例えば、配当税額控除の適用を受ける場合や、配当所得と譲渡損失の損益通算を行う場合には確定申告が必要となるため、その際には当該所得が合計所得に算入され、保険料算定にも反映される。しかし、実際には源泉分離課税の下で申告が行われないケースが多く、結果として合計所得に反映されない状況が生じている。

特に金融所得は高齢者層に集中しているため、医療保険や介護保険の保険料算定との関係で重要な論点となる。金融所得が十分に把握されない場合、年金所得は少ないものの相当の金融所得を得ている個人が、低い自己負担割合となる可能性がある。その結果、年金所得と金融所得のいずれも少ない個人との間で制度上の不公平が生じる恐れがある。

もっとも、金融所得課税の在り方については、税制全体の観点から慎重な検討が必要である。一般に、金融所得に対して累進課税を適用すると、所得の実現時期の調整や損益通算の活用等を通じた租税回避行動が生じやすいことが指摘されている。このため、北欧諸国ではいわゆる二元的所得税（dual income tax）が採用されており、勤労所得には累進課税を適用する一方、資本所得には比例税率を適用する制度が構築されている。本制度では、資本所得税率を法人税率と近い水準に設定することで、所得を法人段階に留保する場合と、個人段階

---

<sup>8</sup> 「Contribution Sociale Généralisée (CSG)」

で受け取る場合との税負担の差を小さくし、課税の中立性を確保することが意図されている。

日本では現在、金融所得に対しておおむね20%の比例税率が適用されているが、これに対しては、一定の引き上げ余地があるとの指摘もある。例えば、日本の法人税率がおおむね30%前後であることを踏まえると、金融所得税率を法人税率と一定程度整合的な水準に近づけることは制度上の一つの考え方となり得る。

さらに、仮に個人の金融所得を十分に捕捉することが難しい場合には、企業への課税を通じて対応するのも選択肢である。企業が生み出す利益は最終的には配当等を通じて個人に帰属するものであり、法人税はある意味で個人所得税の源泉徴収的な役割を果たしていると捉えることもできる。この観点から、企業の超過利益に対して課税するキャッシュフロー税のような制度も理論的には検討対象となり得る。キャッシュフロー税は、企業の通常収益ではなく超過利益に課税する仕組みであり、投資行動への歪みを比較的小さく抑えつつ税収を確保できる可能性が指摘されている。

以上のように、金融所得の課税とその把握の問題は、税収確保のみならず、社会保険料負担や医療・介護の自己負担割合といった社会保険制度の公平性とも密接に関係しており、税制及び社会保険制度を一体的に捉えた制度設計が求められる。

#### 4. おわりに

給付付き税額控除については、これまで経済学や財政学の分野において長く議論されてきた政策手段である。もっとも、日本においては制度的・行政的な制約が大きいことから、学術的には重要な政策選択肢として検討されつつも、実際の政策として実現する可能性は必ずしも高くないと考えられてきた側面がある。

しかし近年、この制度を本格的に導入すべきと提起する政治的議論が現実の政策過程において現れ始めている。導入にあたり、最も重要となるのは制度の具体的な設計である。すなわち、誰を対象とするのかという政策目的の明確化に加え、所得情報をどのように把握するのか、誰が給付を実施するのか、どのようなスケジュールで給付を行うのかといった実務的な制度設計が不可欠となる。また、本稿でみてきたように、現役世代の負担構造は所得税だけでなく社会保険料によって大きく左右されているため、給付付き税額控除の制度設計を検討する際には、税制と社会保険制度を一体的に捉える視点も重要となる。

したがって、今後の政策議論においては、制度の理念的妥当性だけでなく、実際に運用可能な制度としてどのように設計するかという観点が一層重要になると考えられる。政策形成の過程において、これまで学術研究の蓄積の中で検討されてきた制度設計上の知見を、税制と社会保険制度の関係も視野に入れつついかに活用していくかが、今後の重要な課題となろう。